

日医発第 1205 号（保 270）
平成 26 年 3 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 26 年 2 月 3 日付厚生労働省告示第 21 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「ヘパリンNaロック用 10 単位/mL シリンジ 5mL 「ニプロ」」等 7 品目が薬価基準の別表に記載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 22 号で、「ヘパリンNaロック用 10 単位/mL シリンジ 5mL 「タナベ」」等、旧名称の医薬品 7 品目が掲示事項等告示の別表に記載され、経過措置品目（使用期限：平成 26 年 3 月 31 日限り）となっております。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 5 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報（平 26. 2. 3 第 6221 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 26. 2. 3 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件
(特定個人情報保護委一)
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づく行政文書の開示に係る権限又は事務の一部委任を告示する件
(同一)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條第一項の規定に基づく委員長の所掌に係る権限又は事務の一部委任を告示する件
(同一)
- 本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件
(金融庁五)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務四五)
- 日本国に帰化を許可する件(同四六)
- モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件
(外務三六)

- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁四)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二二)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
(同一二)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件(同一三)
- 船舶油濁損害賠償保障法の規定に基づき、国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する件(国土交通七七)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(同七八)
- アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件(防衛一六)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
(関東地方整備局二六)
- 都市計画に関する件(同二七)
- 道路に関する件(同三〇)
- 道路に関する件
(中部地方整備局二四)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同一五)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一四)
- 道路に関する件(北海道開発局一〇)

- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 人事院 特定個人情報保護委員会 復興庁
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知
(外務省)
- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)
- 中国地方整備局公示(中国地方整備局)
- 労働
- 船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示
(北陸信越運輸局最低賃金公示一、四
国同一)
- 国家試験
- 平成二十五年航空工場検査員国家試験合格者(経済産業省)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 財団、個別労働関係紛争解決手続実
施団体指定関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、再生関係

特殊法人等
平成二十七年(二〇一五)暦要項関
係
会社その他

○厚生労働省告示第二十二号
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月三日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第6に第11部として次のように加える。

第11部

注	追	補	療	規	格	単	位
(10)							

- （ハ）
 - 〆/〆/〆/Naロツク用10単位/mlシリンジ5ml 「タナヅ」 50単位 5ml 1筒
 - 〆/〆/〆/Naロツク用10単位/mlシリンジ10ml 「タナヅ」 100単位 10ml 1筒
 - 〆/〆/〆/Naロツク用100単位/mlシリンジ5ml 「タナヅ」 500単位 5ml 1筒
 - 〆/〆/〆/Naロツク用100単位/mlシリンジ10ml 「タナヅ」 1,000単位 10ml 1筒
 - 〆/〆/〆/ナトウウ注1万単位/10ml 「タナヅ」 10,000単位 10ml 1瓶
 - 〆/〆/〆/ナトウウ注5万単位/50ml 「タナヅ」 50,000単位 50ml 1瓶

（レ）

レボフロキサシ点眼液0.5% 「N.P.」 0.5% 1ml

○厚生労働省告示第二十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一項ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十六年二月三日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第三に次のように加える。

31336	長野	長野県厚生農業協同組合連合会	佐久総合病院	佐久医療セ	0.0653	0.0299
-------	----	----------------	--------	-------	--------	--------

○国土交通省告示第七十七号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月三日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九号を削り、第二十八号を第二十九号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号を削り、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一ザ・コナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステイム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド

第九号の次に次の一号を加える。

十ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド

第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一 THE STANDARD CLUB ASIA LTD.

三十二 THE STANDARD CLUB EUROPE LTD

三十三 The Standard Club Limited

第三十四号を削り、第三十五号を第三十四号とし、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

四十一 Amlyn Europe N.V.

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年一月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月三日

型式承認番号

第5176号

高機能ガルーア

JUE-87

呼出装置機

製造者の名称

日本無線株式会社

製造者の住所

東京都三鷹市下連井五丁目一番一号

製造者の名称

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八條の規定に基づき、平成二十六年一月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月三日

型式承認番号

第F-513号

不燃性材料

タインバライント

製造者の名称

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

製造者の住所

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成26年厚生労働省告示第21号及び第22号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬6品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,801	4,256	2,699	27	17,783

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬6品目及び外用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第6に収載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	696	221	132	0	1,049

(参考2)

揭示事項等告示

別表第6 (平成26年3月31日まで)

区分	品名	成分名	規格単位
1 注射薬	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5mL「タナベ」	ヘパリンナトリウム	50単位5mL1筒
2 注射薬	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10mL「タナベ」	ヘパリンナトリウム	100単位10mL1筒
3 注射薬	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5mL「タナベ」	ヘパリンナトリウム	500単位5mL1筒
4 注射薬	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ10mL「タナベ」	ヘパリンナトリウム	1,000単位10mL1筒
5 注射薬	Ⓣヘパリンナトリウム注1万単位/10mL「タナベ」	ヘパリンナトリウム	10,000単位10mL1瓶
6 注射薬	Ⓣヘパリンナトリウム注5万単位/50mL「タナベ」	ヘパリンナトリウム	50,000単位50mL1瓶
7 外用薬	レボフロキサシン点眼液0.5%「NP」	レボフロキサシン水和物	0.5%1mL